監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

令和4年8月2日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸 新潟県監査委員 宮 崎 悦 男 新潟県監査委員 池 田 千賀子 新潟県監査委員 岡 俊 幸

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市北区横土居3767-2 小柳 隆

2 請求の要旨

平成23年7月の福島県との県境豪雨によって流出した放射性汚泥は、企業局が管理する下流の笹山浄水場等に沈殿した。

産業労働部産業立地課は、企業局がその放射性汚泥の仮置き場として県営新潟東港物流団地(5.5ha)(以下「本件物流団地」という。)を使用することを承諾した。

以後、両所管は仮置き契約を更新し、令和3年7月までの10年間にわたって放射性汚泥の置場として使用 した。これにより、産業立地課は、本件物流団地の販売業務を中断するに至った。

産業立地課と企業局による本件物流団地の使用貸借は下記の違法行為に基づいたものである。

- ① 行政財産の使用貸借に関する知事への報告、承認手続きの不作為
- ② 仮置きが可能か否か、別場所用地の積極的な調査・見分の怠り
- ③ 本件物流団地よりも近い位置の東港グリーンベルト(4.8ha以上)は、放射性汚泥の仮置きを不可とする 理由はなく、損害を発生することなく使用が可能である。

よって、上記違法行為に基づき、東港グリーンベルトへの仮置きを拒否して、10年間にわたり販売業務を中断して行われた上記使用貸借は賃料相当額の損害を発生させていることから当該損害の補填に必要な措置を講ずることを請求する。

3 請求の受理

請求人の請求内容に不備が認められたため、令和4年6月17日付け監委第33号により「住民監査請求書の補正について(通知)」を請求人へ送付した。同年7月4日付け「住民監査請求の補正について(H27年度分汚泥置場)」により請求人から回答があり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、補正指示に対する回答があった同年7月4日をもってこれを受理した。

なお、「住民監査請求書の補正について(通知)」が到達した翌日である令和4年6月19日から補正指示に対する回答の提出があった同年7月4日までの間を監査期間60日から控除した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年7月15日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

本件物流団地について、産業労働部産業立地課が企業局に対して放射性汚泥の仮置き場としての使用を認めるにあたり、使用料を免除して無償で使用させたことが財産の管理を怠る事実に当たるか否かを監査の対象とした。

また、本件における使用承認は、平成23年8月3日付けの当初承認以降、令和3年6月7日付けの返還承認に至るまで9回の延長が行われているところ、これらの延長は当初承認を延長するものであって上記期間の使用承認は一連一体のものと見るべきであることから、平成23年8月3日付けの当初承認を含めた全ての延長承認を監査対象とした。使用料の免除も使用承認及びその延長と同時に行われており、両者は一体のものと見るべきであることから使用料免除についても上記期間内の全ての使用料免除を監査対象とした。

2 監査対象機関

産業労働部産業立地課並びに企業局総務課及び施設課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 関係法令等の確認

本件物流団地の使用承認及び使用料免除に関する法令等の規定は以下のとおりである。なお、引用した規定は監査対象とした期間において、組織の名称を除き変更はない。

- (1) 「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について」(昭和48.4.1管第90号)
 - 第3 財産の管理に関する事項
 - 3 普通財産の貸付けに関する事項

普通財産の貸付けとは県が所有する普通財産を県以外の者に私法上の賃借契約に基づいて使用収益 させることを言う。

- (2) 「行政財産の目的外使用許可手続の整備について」(昭和49.3.15管第43号)
 - 2 使用承認

県内部において所管の異なる財産を使用又は当該財産上に物件を設置する場合は、使用承認の手続を 目的外使用許可手続に準じて行う。

(3) 新潟県公有財産事務取扱規則(昭和39年新潟県規則第22号)

第5条 行政財産を取得する事務及び行政財産の管理に関する事務は、当該財産を所管する各部局長が処理しなければならない。

第29条の7 部局長は、行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238 条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。

- (1)~(3) (略)
- (4) 水道事業、電気事業その他の公益事業のため使用することがやむを得ないと認められるとき。
- (5) \sim (7) (略)

第30条 行政財産の使用を許可する期間は、1年以内とする。

- 2 (略)
- 3 前2項の使用許可期間は、更新することができる。
- 4 前項の使用許可期間の更新については、第32条の規定を準用する。

第31条 行政財産の使用については、使用料条例の定めるところにより使用料を徴収するものとする。 第32条 (略)

- 2 部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、 管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。
 - (1) 使用料条例第3条の規定による減免を伴うものを新たに行うとき。
 - $(2) \sim (4)$ (略)
- (4) 新潟県行政財産使用料徴収条例(昭和39年新潟県条例第7号)
 - 第2条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。
 - 第3条 知事は、使用者が当該行政財産を公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、使 用料の全部又は一部を免除することができる。
- (5) 「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」(昭和48.4.1管第87号)
 - 第1 条例第3条の規定により使用料を免除することができる場合
 - 1 (略)
 - 2 県の事務又は事業を推進することに効果があると認められるとき。
 - 3 4 (略)
 - 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、必要と認める時間(応急復旧対策が終わるまでの期間) 応急施設として使用するとき。

2 事実関係の確認

(1) 本件物流団地の概要

住 所:新潟市北区笹山東3番地

面 積:55,572.55㎡

設置目的:新潟東港地域の物流拠点形成に資するような企業を誘致するための用地として活用すること

公有財産上の位置づけは、普通財産に該当する。

(2) 「東港グリーンベルト」の概要

住 所:新潟市北区笹山地内 ほか

面 積:48,872㎡

設置目的:臨海工業地帯とそれ以外の住宅地等との間に、飛散防止等の目的で緩衝地帯として設置

管理上の名称:西3号緑地及び西6号緑地

新潟県公有財産事務取扱規則に基づき行政財産として管理を行っている。

(3) 本件物流団地の使用承認及び使用料の免除

平成23年7月の新潟・福島豪雨により新潟臨海工業用水道笹山浄水場において、同浄水場の処理能力を超える放射性物質を含む大量の汚泥が発生した。これにより同浄水場の敷地内での一時保管場所が不足し、汚泥を場外に仮置きして浄水能力を増強しなければ新潟臨海工業用水道が供給停止に陥り、受水する企業の生産活動に影響を及ぼす可能性が生じた。

企業局施設課は、本件物流団地を汚泥の仮置き場として選定し、同年8月1日付けで産業立地課に対して「財産使用承認申請書」(企施第217号)を提出し、本件物流団地の使用承認申請を行った。

なお、企業局施設課は、同年8月3日に副知事、同月4日に知事に対して本件物流団地への汚泥の仮置 きを含む新潟臨海工業用水道の河川水濁度上昇への対応方針の説明を行っている。

産業立地課は、本件物流団地への汚泥の仮置きを認めなければ、新潟臨海工業用水道が供給停止に陥り、受水する企業の生産活動に影響を及ぼすおそれがあることから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号により本件物流団地の使用を承認した(平成23年8月3日付け産立第251号、使用承認期間 平成23年8月3日~平成24年8月2日)。

また、産業立地課は、汚泥の仮置きにより新潟臨海工業用水道が供給停止に陥ることを回避できることから県の事業たる新潟臨海工業用水道事業の推進に効果があると認められるとして「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の2に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を免除した(免除期間 平成23年8月3日~平成24年8月2日)。

(4) 本件物流団地の使用承認の延長及び使用料再免除

ア 平成24年度

企業局施設課は、以下の理由から本件物流団地以外に保管場所を求めることは不可能な状況にあると 判断し、平成24年8月2日付けで産業立地課に対して「財産使用承認延長申請書」(企施第180号)を提出 し、本件物流団地の使用承認の延長申請を行った。

- ① 新潟・福島豪雨により山や川が荒れてしまい、汚泥が発生しやすい状況になったと思われ、平成24年7月時点でも天候によっては通常時を超える汚泥が発生しており、今後も汚泥の発生が当分の間継続すると予想されること。
- ② 平成23年6月16日付け原子力災害対策本部の「考え方」における所定の事項に留意するのであれば、本件物流団地のような仮置き場を同「考え方」に基づく浄水場内に準拠した「その他適切な施設」として扱うことは浄水場の敷地近郊であることを踏まえて適切であるとの経済産業省の判断を得ていること(同年8月3日付け経済産業省回答)。
- ③ 平成24年1月の放射性物質汚染対策特措法の施行に伴って汚泥が特定産業廃棄物の扱いとなったことから汚泥の再利用が停止し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和29年法律第72号。以下「廃掃法」という。)上の保管可能量の上限を超える搬出量の7日分以上の汚泥を新潟市の了解を得て特例的に仮置きしている状態であり、近隣の他の土地の利用の目途も立っていないこと。
- ④ 新潟市以外に保管場所を設置する場合、県に廃掃法に基づく届出を行うことになるが、同法を所管する廃棄物対策課は保管量の上限を緩和しない方針であること。

産業立地課は、搬出量の7日分以上の汚泥を仮置きしており、本件物流団地以外に保管場所を求めることは不可能な状況であり、使用承認を延長して引き続き本件物流団地への汚泥の仮置きを認めなければ、新潟臨海工業用水道が供給停止に陥り、受水する企業の生産活動に影響を及ぼすおそれがあることから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号及び第30条第3項の規定により本件物流団地の使用承認を延長した(平成24年8月2日付け産立第231号、延長期間 平成24年8月3日~平成25年8月2日)。

また、産業立地課は、引き続き汚泥を仮置きすることにより新潟臨海工業用水道が供給停止に陥ることを回避できることから県の事業たる新潟臨海工業用水道事業の推進に効果があると認められるとして「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の2に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を再び免除した(免除期間 平成24年8月3日~平成25年8月2日)。

イ 平成25年度

企業局施設課は、以下の理由から本件物流団地以外に保管場所を求めることは引き続き不可能な状況にあると判断し、平成25年8月1日付けで産業立地課に対して「財産使用承認延長申請書」(企施第173号)を提出し、本件物流団地の使用承認の延長申請を行った。

- ① 平成24年度に本件物流団地の使用承認の延長を申請した際における汚泥の発生及び仮置きに係る状況が平成25年度においてもなお継続していること。
- ② 平成24年度は、汚泥仮置き量の減量を目指して、緊急避難的に産業廃棄物としてセメント再生処理を行っていたが、「汚泥は放射性物質を放出した東京電力㈱が引き取るべきである」との基本的な考え方(平成24年12月12日知事議会答弁)に基づいて新潟県全体で足並みを揃えることとし、セメント再生処理については、処分先との契約満了となる平成25年3月で終了し、東京電力㈱へ早急な引き取りを求めている状況にあること。

産業立地課は、本件物流団地以外に保管場所を求めることは不可能な状況であり、使用承認を延長して引き続き本件物流団地への汚泥の仮置きを認めなければ、再び新潟臨海工業用水道が供給停止の危機に陥り、受水する企業の生産活動に影響を及ぼすおそれがないとは言えないことから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号及び第30条第3項の規定により本件物流団地の使用承認を延長した(平成25年8月2日付け産立第237号、延長期間 平成25年8月3日~平成26年8月2日)。

また、産業立地課は、平成23年8月からの汚泥の仮置きによって笹山浄水場の浄水能力が回復し、新潟臨海工業用水道が供給停止に陥る危険性は豪雨発生当時と比べて相対的に低下しているものの、引き続き放射性物質を含む汚泥が発生しており(災害その他緊急やむを得ない事態の発生)、今後も汚泥の発生が予想される一方で、汚泥の処分方針が決まっておらず、本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難との申し入れを企業局から受けたことから応急対策が終了していないとして、「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の5に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を再び免除した(免除期間 平成25年8月3日~平成26年8月2日)。

ウ 平成26年度~平成30年度

企業局施設課は、以下の理由から本件物流団地の使用承認の延長を申請した。

- ① 上記平成25年度と同様な状況が引き続き認められること。
- ② 東京電力㈱に要請している汚泥の引き取りが実現すれば汚泥保管量の減少が見込まれることから、別の仮置き場所を探す必要はないが、同社による汚泥引取りは実施に至っておらず、今後の見込みも立っていない状況である。このため、汚泥仮置き場所の確保が不可欠であり、事業所拡張による事業所内保管量の増量を模索すべきであるが、その方法であっても用地確保に相当な時間を要することが見込まれることから早急な対応は困難であること。

産業立地課は、平成25年度と同様の理由によりこれを承認した(延長期間 各年8月3日~翌年8月2日)。

産業立地課は、本件物流団地の使用に係る使用料についても平成25年度と同様の理由により再び免除 した(免除期間 各年8月3日~翌年8月2日)。

工 令和元年度

平成30年12月27日、東京電力㈱より「直接的な引取りは困難と判断した」との回答(平成30年12月27日付け「平成28年3月17日付文書『放射性物質を含む汚泥等の引取りについて』へのご回答について」)があり、周辺住民の不安などを考慮した結果、これ以上直接引き取りを求めることは現実的ではないと判断し、令和元年度から産業廃棄物として処理を開始することとし、令和元年7月4日、本件物流団地に保管している汚泥の大部分について、運搬・処分委託の入札を行ったものの、不調に終わったため、随意契約により早急に委託契約を締結し、可能な限り早期の汚泥処理を目指すこととした。

このような状況から企業局施設課は、処理が完了するまでの間、引き続き汚泥の仮置き場所の確保が不可欠であり、事業所(浄水場)拡張による事業所内保管量の増量は、用地確保に相当な時間がかかると見込まれ早急な対応は困難な状況であることから本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難であると判断し、令和元年7月10日付けで産業立地課に対して「財産使用承認延長申請書」(企施第99号)を提出し、本件物流団地の使用承認の延長申請を行った。

産業立地課は、汚泥が引き続き発生していること、汚泥の処分完了までの間、本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難であることから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号及び第30条第3項の規定により本件物流団

地の使用承認を延長した(令和元年8月2日付け産立第268号、延長期間 令和元年8月3日~令和2年8月2日)。

また、産業立地課は、引き続き放射性物質を含む汚泥が発生している一方(災害その他緊急やむを得ない事態の発生)、既に仮置きされている汚泥は処分開始前であり、本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難であることから応急対策が終了していないとして、「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の5に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を再び免除した(免除期間 令和元年8月3日~令和2年8月2日)。

才 令和2年度

企業局施設課は、以下の理由から引き続き本件物流団地の使用承認の延長を受ける必要があると判断し、令和2年7月28日付けで産業立地課に対して「財産使用承認延長申請書」(企施第193号)を提出し、本件物流団地の使用承認の延長申請を行った。

- ① 産業廃棄物としての汚泥の処分を進めているものの、本件物流団地に仮置きされた残り全ての汚泥を同年度内に産業廃棄物として処理することは困難であり、処理完了は令和3年6月頃となる見込みであること。
- ② 処理完了までの間、引き続き汚泥の仮置き場所の確保が不可欠であるところ、事業所拡張による事業所内保管量の増量は用地確保に相当な時間を要することが見込まれ、早急な対応は困難な状況であること。
- ③ 処理完了後も用地返還に必要な土壌検査やフェンス撤去などの原形復旧作業に2ヶ月程度を要する 見込みであること。

産業立地課は、従前の使用承認期間内での汚泥の処分及び原形復旧の完了は困難であること、本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難であることから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号及び第30条第3項の規定により本件物流団地の使用承認を延長した(令和2年7月31日付け産立第189号、延長期間 令和2年8月3日~令和3年8月2日)。

また、産業立地課は、引き続き放射性物質を含む汚泥が発生している一方(災害その他緊急やむを得ない事態の発生)、既に仮置きされている汚泥の処分が完了しておらず、本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難であることから応急対策が終了していないとして、「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第105に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を再び免除した(免除期間 令和2年8月3日~令和3年8月2日)。

(5) 本件物流団地の返還

企業局施設課は、本件物流団地内に仮置きされた汚泥の産業廃棄物としての処理が完了し、用地返還に 必要な土壌検査やフェンス撤去などの原形復旧作業が完了したことから「使用承認を受けた県有財産の返 還について(申請)」(令和3年5月28日付け企施第83号)により、産業立地課に本件物流団地の返還を申請 した。

産業立地課は、令和3年5月31日に現地確認を行ったうえ、土壌検査の結果、放射性物質が検出されなかったこと、空間線量検査結果が基準値以下であることを確認し、申請内容に問題がないと認められたため、上記返還申請を承認した(令和3年6月7日付け産立第105号)。

これにより、令和3年6月7日をもって本件物流団地の使用承認は終了した。

(6) 本件物流団地を放射性汚泥の仮置き場として選定した経緯・理由

ア緊急性

平成23年7月の新潟・福島豪雨により、新潟臨海工業用水道の水を取水していた阿賀野川の水が濁り、その水を引き入れている笹山浄水場内の設備の設計をはるかに超える河川濁度となり、浄水過程で大量の汚泥が発生したことから同年8月1日、工業用水の供給を一時停止する状況となった。場内の汚泥の保管場所(天日乾燥池)が不足したことから工業用水の供給を再開するためには、早急に場外に保管場所を確保して汚泥を仮置きする必要があった。

イ 近接性

また、平成23年6月16日付け原子力災害対策本部の「考え方」では、「脱水汚泥等は、必要に応じ減容化等を行い、水道施設、下水処理場、集落排水施設その他適切な施設に保管する。」とされており、上記第4の2(4)ア②記載のとおり、所定の事項に留意するのであれば、本件物流団地のような仮置き場を同「考え方」に基づく浄水場内に準拠した「その他適切な施設」として扱うことは浄水場の敷地近郊であることを踏まえて適切であるとの経済産業省の判断を得ている。

ウ 非代替性

企業局施設課は、本件物流団地以外にも「浄水発生汚泥の移設について」に記載のとおり、広くて整地された場所として県有地等の県内14箇所をピックアップし、汚泥の移設場所として検討したものの、民家や周辺企業との距離、敷地所管先との調整の必要性等の理由からいずれも難しいとの結果であった。また、汚泥の売却も検討したが、汚泥の量が多く売却先は見つからなかった。

以上を踏まえて、本件物流団地を汚泥の仮置き場として選定した。

3 監査対象機関の見解

(1) 本件物流団地の使用承認の販売業務への影響について

請求人は、本件物流団地の使用承認によって「数社の購入希望者との折衝を中止した」、「物流団地の販売業務を中断するに至り、その売却営業は不可能に陥った」と主張している。

しかし、産業労働部から企業局への使用承認通知の5使用条件(2)に「使用承認財産については、売却先が決まったときは使用承認財産の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある」と規定している。また、使用承認後も企業と折衝を継続しており、当該用地の販売業務を中断したわけではない。

購入を検討する企業数社からの相談や協議はあったが、いずれも条件面の調整に時間を要し、契約締結 直前まで話が進むなどの売却の実現可能性が高い段階に至らなかった。

(2) 本件物流団地の使用承認及び使用料免除に伴う損害の発生について

請求人は、本件物流団地の使用承認及び使用料免除により、賃料相当額の損害が生じていると主張している。

しかし、当該用地は物流団地としての売却を目的としたものであり、賃借を目的としたものではない。 したがって、使用料免除に伴ってそれまで得られていた収入が減じたものではなく、損害が発生したわけ ではない。

また、企業局に対して産業労働部が当該用地を使用承認している期間中、企業から実際に当該用地を借りたいとの申し出はない。

本件物流団地の使用承認及び使用料免除手続は、以下の規程に基づいて適正に行われている。

- ① 「行政財産の目的外使用許可手続の整備について」
- ② 「新潟県公有財産事務取扱規則」
- ③ 「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」
- (3) 「東港グリーンベルト」を汚泥の仮置き場所とすることについて

請求人は、「東港グリーンベルト」であれば、「放射性汚泥の仮置きを不可とする理由は無く、損害を発生させることなく使用が可能である」と主張している。

しかし、当時の検討資料には、当該緑地帯を検討した記録はなかったものの、当該緑地帯は、工業地域と周辺地域の遮断分離を主たる目的とした緩衝緑地であり、一般的に緩衝緑地は大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害やコンビナート地帯などからの災害を軽減もしくは防止するために設けられることから、そのような場所に汚泥を保管することは緑地帯の機能を損なう可能性がある。また、汚泥を保管するためのスペースを確保するために樹木の伐採等敷地の整備も必要であると考えられることから当該緑地帯を保管場所として使用することは適切ではないと考える。

第5 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。

請求人の請求は、本件物流団地の使用承認及び使用料免除手続には関係法令等への違反や他の仮置き候補地の検討・調査の不実施等の瑕疵が存在し、本件物流団地の使用料を免除したことが違法または不当に財産の管理を怠る事実に該当し、賃料相当額の損害が発生していることを主張するものと解される。

本件物流団地は普通財産であり、産業立地課と企業局施設課との関係は、県内部における関係であるところ、「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について」第3の3は、「普通財産の貸付けとは県が所有する普通財産を県以外の者に私法上の賃借契約に基づいて使用収益させることを言う。」と規定していることから本件における本件物流団地に係る関係は普通財産の貸付けには該当せず、普通財産の使用に当たる。

そして、「行政財産の目的外使用許可手続の整備について」は、「2 使用承認」において、「県内部において所管の異なる財産を使用又は当該財産上に物件を設置する場合は、使用承認の手続を目的外使用許可手続に準じて行う。」と規定しており、ここでいう「財産」には普通財産も含まれるものとされていることから、

本件物流団地の使用にあたっては、行政財産の目的外使用許可手続に係る規定を準用して使用承認手続及び使用料免除手続を行うべきこととなる。

1 本件物流団地の使用承認及びその延長手続について

まず、使用承認及びその延長手続についてみるに、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7は、「部局長は、 行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238条の4第7項の規定に基づき 使用させることができる。」と規定し、第4号として「水道事業、電気事業その他の公益事業のため使用する ことがやむを得ないと認められるとき。」を規定しており、使用承認の判断に一定の裁量の余地を認めている。

一般に、裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱または濫用があったものとして違法であるとすることができるものと解されている(最大判昭和53年10月4日・民集32・7・1223)。

以上を踏まえて、本件物流団地の使用承認及びその延長について、その判断が全く事実の基礎を欠く、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであり、裁量権を逸脱または濫用するものであると認められるか以下検討する。

産業立地課は、本件物流団地への汚泥の仮置きを認めなければ、新潟臨海工業用水道が供給停止に陥り、受水する企業の生産活動に影響を及ぼすおそれがあることから公益事業(工業用水道事業)のため使用することがやむを得ないと判断し、新潟県公有財産事務取扱規則第29条の7第4号により本件物流団地の使用を承認している。

上記第4の2(6)のように、企業局施設課において、本件物流団地以外にも仮置き場の候補地を調査したうえで、周辺の民家や企業との距離、敷地所管先との調整の必要性等の事情を総合的に考慮すると本件物流団地以外に汚泥の適切な仮置き場はないとの結論に至っており、供給停止の緊迫した状況下で早急に仮置き場を選定する必要があったこと等に照らせば、この判断に不合理な点は認められないことに鑑みると、本件物流団地を工業用水道事業のため使用することがやむを得ないとした産業立地課の上記判断に不合理な点はない。

なお、請求人の主張する「東港グリーンベルト」への汚泥の仮置きは、供給停止の緊迫した状況下で早急に仮置き場を選定する必要があったことを踏まえると、樹木等が生えており、それらを伐採・整地する必要がある同地を仮置き場とすることは現実的ではないので上記第4の3(3)記載の企業局の見解に不合理な点はない。

また、平成24年度以降の使用承認の延長についても、汚泥の発生が続いており、今後も汚泥の発生が予想されること、搬出の見込みも立っていないこと、本件物流団地以外に保管場所を求めることが困難な状況であること等を考慮すれば、産業立地課の使用承認延長の判断に不合理な点はない。

さらに、請求人は、行政財産の使用貸借に関する知事への報告、承認手続の不作為を違法行為として主張しているところ、新潟県公有財産事務取扱規則第5条及び第29条の7は、部局長を行政財産の目的外使用許可の判断権者として規定していることから本件では産業労働部長の決裁で足り、知事の決裁は要しない。そして、本件では本件物流団地の使用承認及びその延長手続に際し、毎回産業労働部長の決裁を得ている。

したがって、本件物流団地の使用承認及びその延長手続は、新潟県公有財産事務取扱規則等の関係規定に則って行われており、本件において新潟県公有財産事務取扱規則等を適用すべきでない特段の事情は認められないので、本件物流団地の使用承認及びその延長について、その判断が全く事実の基礎を欠く、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使があったとは認められない。

2 本件物流団地の使用料免除及び再免除手続について

次に、本件物流団地の使用料免除及び再免除手続についてみるに、新潟県公有財産事務取扱規則第31条は、「行政財産の使用については、使用料条例の定めるところにより使用料を徴収するものとする。」と規定し、新潟県行政財産使用料徴収条例第2条は、「行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納めなければならない。」と規定したうえで、第3条において「知事は、使用者が当該行政財産を公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。」として使用料の減免を規定している。

この減免規定の適用にあたっては、「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」が定められており、そ

の第1において上記条例第3条の規定により使用料を免除することができる場合として「2 県の事務又は 事業を推進することに効果があると認められるとき。」及び「5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生に より、必要と認める時間(応急復旧対策が終わるまでの期間)応急施設として使用するとき。」が規定され、使 用料減免の判断に一定の裁量の余地を認めている。

そこで、本件物流団地の使用料の免除及び再免除についても、その判断が全く事実の基礎を欠く、または 社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであり、裁量権を逸脱または濫用するものであると認め られるか以下検討する。

産業立地課は、平成23年度と平成24年度については、汚泥の仮置きにより新潟臨海工業用水道が供給停止 に陥ることを回避できることから県の事業たる新潟臨海工業用水道事業の推進に効果があると認められると して「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の2に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料 を免除しているが、この判断に特に不合理な点はない。

平成25年度以降については、未だ放射性物質を含む汚泥が発生しており、今後も汚泥の発生が予想される一方で、汚泥の処分方針が決まっていない、あるいは汚泥の処理が完了していない状況であって本件物流団地を保管場所とする以外の対応は困難との申し入れを企業局から受けたことから応急対策が終了していないとして、「行政財産使用料の減免の取扱い基準について」第1の5に基づき、本件物流団地の使用に係る使用料を再び免除しており、既に平成23年8月からの汚泥の仮置きによって笹山浄水場の浄水能力が回復し、新潟臨海工業用水道が供給停止に陥る危険は平成24年度までと比べて相対的に低下していることを考慮すると、使用料免除に係る適用規定を変更したうえで使用料を再び免除した上記判断にも特に不合理な点は認められない。

また、新潟県公有財産事務取扱規則第5条は、「行政財産を取得する事務及び行政財産の管理に関する事務は、当該財産を所管する各部局長が処理しなければならない。」と規定していること、同規則第32条第2項は、「部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。」と規定し、第1号として「使用料条例第3条の規定による減免を伴うものを新たに行うとき。」を掲げていることから新潟県行政財産使用料徴収条例第3条に基づく使用料の免除の決裁権者はその対象財産を所管する部局長であり、知事の決裁は要しない。そして、本件では、本件物流団地の使用料の免除及び再免除手続に際して、本件物流団地を所管する産業労働部長の決裁を毎回得ているほか、管財課長を経た総務部長との合議も毎回行っている。

したがって、本件物流団地の使用料免除及び再免除手続は、新潟県公有財産事務取扱規則等の関係法令に 則って行われており、本件において上記の減免に係る諸規定を適用すべきでない特段の事情は認められない ので、本件物流団地の使用料免除及び再免除について、その判断が全く事実の基礎を欠く、または社会通念 に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使 があったとは認められない。

3 本件物流団地を使用承認したことによる販売業務への影響等について

請求人は、本件物流団地の使用承認によって「数社の購入希望者との折衝を中止した」、「物流団地の販売業務を中断するに至り、その売却営業は不可能に陥った」と主張している。

しかし、産業労働部から企業局への使用承認通知の5使用条件(2)に「使用承認財産については、売却先が決まったときは使用承認財産の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある」と規定していることや産業立地課が本件物流団地の購入を検討する企業からの相談や協議に対応していることに照らせば、「使用承認後も企業と折衝を継続しており、当該用地の販売業務を中断したわけではない。」とする産業立地課の説明に特に不合理な点は認められない。

また、購入を検討する企業数社からの相談や協議はあったものの、いずれも契約締結直前まで話が進むなどの売却の実現可能性が高い段階には至っていないこと、本件物流団地は賃借目的の土地ではなく、現に企業局への使用承認期間中に本件物流団地を借りたいとの申し出はないことから本件物流団地の使用承認及びその延長によって損害が発生したとは言えないとする産業立地課の説明にも特に不合理な点は認められない。

第6 結論

以上のとおり、本件物流団地に係る一連の使用承認及び使用料免除手続については、いずれも裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使があったとは認められず、違法または不当に財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の請求については、理由がないものと判断する。